

令和7年3月3日 開会
令和7年3月21日 閉会
(定例第1回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第14号

令和7年第1回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月12日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年3月3日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君	井 原 啓 明君
埜 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和7年 第1回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和7年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年3月3日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第1号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第7 議案第2号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第3号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第4号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第5号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第13号 南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第14号 令和7年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和7年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 令和7年度南部町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第29 議案第24号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について
- 日程第30 議案第25号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 議案第1号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第2号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第3号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第4号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第5号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第7号 南部町課設置条例の一部改正について
- 日程第13 議案第8号 南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基

準に関する条例の一部改正について

- 日程第14 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第14号 令和7年度南部町一般会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 令和7年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 令和7年度南部町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第20号 令和7年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第21号 令和7年度南部町病院事業会計予算
- 日程第27 議案第22号 令和7年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第28 議案第23号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第29 議案第24号 令和6年度五色ヶ丘果樹団地再生工事に関する変更契約の締結について
- 日程第30 議案第25号 町道路線の認定について

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 秋 田 佐紀子君 | 2 番 井 原 啓 明君 |
| 3 番 埜 田 光 雄君 | 4 番 加 藤 学君 |
| 5 番 荊 尾 芳 之君 | 6 番 滝 山 克 己君 |
| 7 番 米 澤 睦 雄君 | 8 番 長 束 博 信君 |

さて、本定例会におきましては、当初予算案が9件、補正予算案が5件、条例の制定・改正案が8件、その他3件など合わせて25件の議案の御審議をお願いするものです。町長の施政方針をはじめ、提出されております議案はいずれも今後の町政の根幹となる極めて重要な議案です。

諸議案の内容につきましては後ほど町長から御説明がございしますが、町民の負託に応えるべく、提出されております諸議案に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和7年第1回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

さて、岩手県大船渡市の山火事は発生から6日目となりましたが、報道によりますと被災地域は本日から風が強まることも予想されており、さらに延焼の懸念が高まっているとのことでございます。いまだ詳しい被害状況が把握できない現状で、死者1名、消失家屋84棟、消失面積が1,800ヘクタール、1,200人以上の方が避難所に身を寄せられておられるというふうに聞いております。一日も早い火災鎮火を願っております。被災された皆様には衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、急峻な山林での消火活動に当たる消防関係者へ敬意を表したいと思います。

町内に目を向けますと、本年1月、一般社団法人南さいはくが令和6年度中国四国農政局ディスカバー農山漁村（むら）の宝地方奨励賞を受賞されました。この組織の原型は、平成20年にウド等を特産にすることを掛け声に誕生し、令和3年には法人に組織化することで加工品を通じた地域づくり、関係人口づくりに積極的に取り組まれています。主力商品はウド、ユズ、梅を使ったようかんをはじめ、カリカリ梅やエゴマ油などを販売され、人気がございます。梅は南部町内各地から約800キロを集められるそうですが、去年は不作で御苦労されたと笑顔で話される足谷代表と井上理事からは、地域を守るという強い信念を感じ入りました。

続く2月には、大阪から始まる地域課題解決プロジェクトとして、南部町農業委員会を中心に取り組んできたRe:Rose11eプロジェクトの発表会が大阪梅田のchanoma茶屋町で盛大に開催されました。これは南部町内で増えてきた耕作放棄地の課題解決の一方策として、株式会社DDグループの小会社である株式会社ダイヤモンドダイニングとのコラボで誕生した企画です。chanomaは、子育て中のお母様をメインターゲットにしたお店づくりが特徴で、商品の広報もメッセージ性が高く、あなたが食べることで地方の環境と、さらに地球環境

が守られるというローゼルと持続可能な食料システムとしての大手企業広報のうまさに感心をしたところ。この2つの事例は、いずれも人のつながりや地方と都市、物・事を通じて大切に
する発想が共通しています。つながりを大切にした変化と挑戦を繰り返すことで人と地域が育っ
ていく、そんな将来の可能性を感じた出来事でした。

次に、人口動態について御報告いたします。12月1日から2月末の間に出生された方は11
人、お亡くなりになった方は53人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生
された子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。2月末現在の人口は1万64人でございま
した。高齢化率は39.29%、2月末現在の今年度の出生者は35人、前年同期と比較します
と人口176人の減、前年高齢化率との比較では0.52%の増、出生数は1人の減となりまし
た。

本定例会におきましては、令和6年度一般会計補正予算、令和7年度一般会計予算、条例関係
など25議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可
欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを
申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしく願いいたします。

午後1時31分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定によ
る定足数に達しておりますので、令和7年第1回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

10番、三鴨義文君、11番、仲田司朗君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、19日間といたしたいと思っております。これに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、19日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、鳥取県町村議会議長会定期総会並びに表彰式の報告をいたします。

2月19日に、鳥取県町村議会議長会定期総会並びに表彰式が鳥取市において開催されました。

令和7年2月17日までの半期の会務報告に続いて令和7年度の事業計画案、総額2,979万5,000円の令和7年度予算案、平等割15%、議員数割15%、人口割70%の計算方法による議長会会費の分賦方法の3議案が上程され、全議案とも全会一致で可決されました。

続いて、自治功労者表彰式が行われました。当南部町関係では、鳥取県町村議会議長会表彰として細田前議員が25年以上、私、景山が21年以上の在籍功労で表彰を受けました。細田前議員におかれましては、長年の御苦勞に心から敬意を表するものであります。誠にありがとうございました。

次に、西部広域行政管理組合議会定例会の報告をいたします。

2月21日、西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

当日は、議案第3号から7号の5本の議案が上程されました。

議案第3号は、西部広域行政管理組合分賦金条例の一部を改正する条例の制定についてで、組合資金の安定的な確保を図るため、分賦金の納期を年4期から6期とするもの。

議案第4号は、西部広域行政管理組合消防表彰条例及び西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてで、いずれも刑法の一部改正により組合条例の所要の整備を行うものです。

議案第5号は、西部広域行政管理組合使用料等審議会条例の制定についてで、組合の使用料及び手数料の徴収における客観性及び公平性を確保するため、調査・審議する合議制の機関を設置し、必要な事項を制定するものでした。いずれも各常任委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決されました。

議案第6号は、歳入歳出予算のそれぞれに1億615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億8,996万1,000円とする令和6年度一般会計補正予算（補正第4回）でした。令和7年3月31日をもって退職する職員5名の退職手当を退職積立基金から繰り入れる補正予算で、予算審査特別委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決されました。

議案第7号は、歳入歳出総額74億4,351万7,000円の令和7年度一般会計予算案でありました。予算内容としては、歳出で高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線更新事業に13億551万円、江府消防署移転新築事業に5億7,305万8,000円、消防車両更新事業に3億4,938万2,000円、米子消防署伯耆出張所庁舎大規模改修事業の1億4,249万2,000円が主なもので、予算規模は対前年比47.7%増、南部町の市町村負担金は対前年2,600万1,000円増の2億9,493万9,000円でありました。予算審査特別委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決されました。

また、組合議会委員会条例や同会議規則の一部改正、組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正など計4議案の追加議案が上程され、全議案が可決されております。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。

なお、詳細につきましては会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

まず、令和7年度町政に対する要望事項についての報告を受けます。

長東博信君。

○副議長（長東 博信君） 8番、長東博信です。去る昨年の年末、12月27日付にて議会から提出していた町政に対する要望書について、1月10日木曜日、午前10時から法勝寺庁舎2階の大会議室にて令和7年度町政に対する要望会を開催しましたので、報告いたします。

要望会への参加者は、執行部側から町長、副町長、教育長、教育次長並びに各課、課長全ての御出席をいただきました。議会側からは、議長、副議長、総務経済常任委員長、副委員長、そして民生教育常任委員長、副委員長が代表しての出席としました。

要望事項については、まず初めに議会の総務経済常任委員長から要望書申入れの5項目について読み上げ、趣旨説明を行いました。1項目めは人口減少対策、少子化対策についてです。2項目めは農業対策について、3項目めは緑水湖周辺の公共施設の整理を求めるについて、4項目めは町道対策について、そして5項目めはデジタル推進への対応についてです。

続いて、民生教育常任委員長が6項目めから11項目めについて読み上げ趣旨説明を行いました。6項目めは子供の教育機会均等等について、7項目めは人権対策のさらなる強化について、8項目めは保育園の運営について、9項目めは環境対策の抜本的対策について、10項目めは学校給食費の負担軽減について、最後の11項目めは健康対策についてでありました。

読み上げ趣旨説明後は執行部側からの質疑、内容確認の応答と議会側からの一部追加説明などを行いました。なお、この要望事項の内容については、なんぶ議会だより第82号に掲載していますので、参考にしていただければと思います。

続いて、要望書に対する回答会を2月17日月曜日、午前10時から同じく法勝寺庁舎2階大会議室にて開催しましたので、報告します。

回答会への参加者は要望会と同様、執行部側から町長、副町長、教育長、教育次長及び総務課長以下、各課の課長全員の参加をいただきました。議会側からは、代表ではなく議長以下、全議員の出席を得て開催しました。

回答については、要望書の第1項目めから最後の11項目めまでの内容について各担当課長から読み上げ説明いただきました。詳細内容は省略しますが、いずれもこれから取り組む姿勢や方向性を示すものとなっており、具体的な前進が図れるものなども含まれていました。回答読み上げ後は項目ごとに議会側から質疑をし、確認を行ったところです。町政にとっても重要な案件であり、今後の進捗状況を注視し、秋頃を目途に中間報告を求めています。以上、報告とします。

○議長（景山 浩君） 次に、南部箕蚊屋広域連合議会についての報告を受けます。

真壁容子議員。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 真壁です。私のほうからは、南部箕蚊屋広域連合議会、12月議会から今までに2件あった分の報告です。

まず、1点目、令和7年1月16日に行われました第1回南部箕蚊屋広域連合議会臨時会です。付議案件は、鳥取県町村総合事務組合の変更についての1件のみでした。

内容は、鳥取県町村事務組合規約を変更して同事務組合が共同処理をする事務として、公立学校の学校医、学校歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条に規定する学校医等の公務上の災害に対する補償の事務を加えるとするものです。これは、これまで町村の事務として行ってきたものを条例を廃止して、この事務組合で共同処理するという内容です。施行期日は令和7年4月1日から、全会一致で可決されました。

第2点目は、令和7年2月18日に開催されました、第2回南部箕蚊屋広域連合議会です。

本会議に先立つ全員協議会では、この1月に新たに改選されました伯耆町長であり、広域連合

の副連合長となる小澤敦彦町長の挨拶がありました。

付議案件は6件です。まず1点目は、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正でした。これは刑法の一部改正に伴うものであり、条例中の刑事罰の名称を懲役から禁錮刑に改めるというもので、全員一致で可決しています。

あと、令和6年度の補正予算が2件ありました。一般会計補正予算（第2号）。補正額を662万4,000円の増とし、総額を5億4,450万8,000円とするものでした。

内容は、実績見込みによる派遣職員の給与負担金の増194万8,000円、特別会計への繰出金322万7,000円。全会一致で可決しました。

特別会計補正予算（第2号）では補正額を2,852万4,000円の増とし、総額33億2,859万7,000円とするものでした。

内容は、保険給付費の増、居宅介護、地域密着型のサービス給付が減の一方、施設介護のサービス費が伸びているという特徴が出ていました。これは実績に伴う補正であり、全会一致で可決しています。

次に、令和7年度の予算が2本出ました。一つは、一般会計予算。歳入歳出5億6,100万円、前年比5,600万円、11.1%の増になります。この増の主なもの、介護保険システム標準化に伴う保守改修費の増でした。この論議では広域連合の在り方を見直すべきとの意見もあり、討論、結果、賛成多数で可決しています。

次に、特別会計予算ですが、歳入歳出31億200万円、前年比200万円、0.1%の増です。中で見ると、総務費の第10期計画に向けた調査経費を見込み、296万円の増です。これは第10期の介護保険料を決めるに当たっての調査を行っていくという予算です。保険給付費は、事業計画に基づき前年度比0.1%、153万円の減を見込んでいます。中身は、居宅介護サービス費、給付費3,284万円の減、地域密着型介護サービス給付費1,171万2,000円の減。一方、施設介護サービス給付費が5,127万8,000円の増となっていました。居宅サービスが減る一方、施設介護の増は安心して住み続ける地域づくりになるのか、この意見もあり、討論の結果、賛成多数で可決をしています。

最後の議案は、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてです。これは字句のみの変更であったのですが、計画の4、老人福祉の調査研究の内容に対し異論があり討論し、賛成多数で可決をしています。以上で報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の報告を受けます。

井原啓明議員。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（井原 啓明君） 2 番、井原です。南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会、まず第一に1月臨時会の報告をいたします。

去る1月15日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会が開催されました。

臨時会に提出された議案は1議案で、鳥取県町村総合事務組合規約の変更に関する協議です。これは、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務の変更により、同組合規約の変更に関する協議です。公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する事務を加えるもので、追加される事務は本組合は入っておりませんが、その他事務において共同処理を行っているため構成団体として協議したもので、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、去る2月14日、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会が開催されました。

定例会に提出された議案は3議案で、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、令和6年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計補正予算（第2号）、令和7年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計予算です。

組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、刑法等の一部を改正する法律により懲役及び禁錮は廃止され、拘禁刑が創設されたことに伴い、条例中の懲役・禁錮を拘禁刑に改めるものです。この条例は、全会一致で原案のとおり可決されました。

令和6年度補正予算（第2号）について、人事院勧告による人件費の増加分を組み替えるものであり、こちらも全会一致で原案のとおり可決されました。

令和7年度当初予算について、当初予算は歳入歳出それぞれ2億4,800万円で、前年度比1,000万円の減額となりました。

2町の7年度の負担金は、南部町が1億491万732円で、伯耆町が1億704万7,268円で、総額2億1,195万8,000円、前年度と比べ917万4,000円の減となりました。修繕料等の減少により衛生費が約2,500万円減額したものの、近年、基幹改良前に修繕した箇所などの緊急修繕が増えていることを踏まえて、予備費を1,500万円増額したことによるものです。

可燃ごみの搬入量は、全体で約3,983トン、昨年と比較すると約200トン減少しました。伯耆町の収集量と事業所ごみが減少したものが大きなところですが、両町とも人口減が一番の原因にあるようでした。

町別搬入量については、南部町は約1,977トン、前年と比較すると約59トンの減、伯耆町は約2,006トン、前年と比較すると約141トンの減でした。

家庭から出るごみについては、両町合わせて約125トン減少しており、南部町は前年より約

45トンの減少、約1,572トンで、伯耆町は前年より約80トン減少の約1,543トンでした。

人口もごみも減っておりますが、修繕に係る維持費は燃料や材料などの高騰の影響を受けて上がるように思います。施設を長もちさせるためにもいま一度、一人一人が分別やリサイクルに力を入れて取り組んでいく必要があると考えます。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後2時00分休憩

午後2時00分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

真壁容子議員。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（真壁 容子君） 先ほどの南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正で誤りがあったので、訂正いたします。

刑事罰の名称を「懲役から禁錮刑に改める」という内容は適切ではなく、「懲役・禁錮刑を拘禁刑に改める」という内容でしたので、訂正をいたします。どうも失礼しました。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告を受けます。

仲田司朗君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（仲田 司朗君） 後期高齢者医療広域連合議会の定例会の報告をさせていただきます。

去る2月14日午後2時より東伯郡湯梨浜町で開催されました、令和7年第1回後期高齢者医療広域連合議会定例会に出席しましたので、報告させていただきます。

上程議案は第1号から第9号まで一括で審議をいたしました。

第1号議案、第2号議案は、情報公開・個人情報保護審査会条例の改正、個人情報保護条例の改正でありました。

内容は、刑法等の一部改正の施行に伴って懲役・禁錮が廃止され、それに代わって拘禁刑が創設されたため、施行は改正法の施行日に合わせて令和7年6月1日からとしたものでございます。

議案第3号は、会計年度任用職員に関する条例の一部改正でございます。令和6年8月の人事院勧告に基づいた給与改定で、適用は令和6年12月1日でございます。

刑法等の一部改正に伴うものは、施行日が令和7年6月1日とするものです。

議案第4号は、後期高齢者医療に関する条例の改正で、低所得者に対する保険料の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引上げをするものでした。5割軽減の対象世帯については、所得判定基準の算定に用いる被保険者数に乗じる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の対象世帯には同じく被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に改めるもので、施行は令和7年4月1日からでございます。

議案第5号は、令和6年度一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出79万4,000円を減額し、歳入歳出総額6,835万円とするものでした。

内容は、市町村からの派遣職員の給与等負担金の増額や職員旅費や業務委託料の不用額の減額等で決算見込みに基づくものです。

議案第6号は、令和6年度医療特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出それぞれ147万7,000円増額し、歳入歳出総額906億2,716万4,000円とするものでした。

主な内容は、事業費の増減に伴い関連する国庫負担金を調整するもの、歳出は派遣職員の給与等の増額、特別高額医療費や共同事業拠出金、出産育児支援金等の額の確定による増額、減額については診療報酬審査支払委託料等の実績に基づく減額、決算見込みに基づくものです。

議案第7号は、令和7年度一般会計予算です。予算総額は8,474万9,000円で、前年度に比べて1,560万5,000円増額。増額の主な理由は、令和6年10月から各種銀行への公金振込手数料の有料化に伴うものです。

議案第8号は、令和7年度医療特別会計は、予算総額934億8,510万5,000円、前年度と比べて34億9,691万5,000円の増額となっています。増額の主な理由は、被保険者数や医療給付費の動向から見込みを推計した保険給付費35億2,365万3,000円の増額、保健事業において健診受診率の向上を図るため、みなし健診の受診勧奨を広域連合で実施する経費を新規に計上しております。

歳入の主なものは、被保険者からの保険料、市町村の療養給付費の定率負担金や国県の療養給付費の定率負担金、調整交付金でございます。

歳出の主なものは、制度運営に係る経費、療養の給付に係る経費、高額療養費、出産育児一時金の支援金や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る経費などでございます。

第9号は、第4次広域計画の策定についてであります。広域計画は地方自治法第291条の7第1項の規定に基づいて議会の議決を得て策定するもので、後期高齢者医療制度の実施に関して広域連合と市町村が連携を図りながら基本的な方針を定めたものでございます。

現行の第3次広域計画の計画期間が今年度末で終了となり、令和7年度から令和11年度まで

の5年間を計画期間とする第4次広域計画を策定するものでございます。

全議案とも可決いたしました。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、J I A Mでの研修受講についての報告を受けます。

板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井隆です。去る2月3日から5日まで滋賀県大津市J I A Mにおいて、市町村議会議員研修に参加をいたしましたので、報告をいたします。

内容は、「人口減少社会における議会の役割」と題しての研修会でした。

講義は最初に、武庫川女子大学の金崎健太郎教授による「これからの地方議会への期待～人口減少社会を見据えて～」と題しての講演、その後、富山県南砺市長で、活力ある地方を創る首長の会の会長でもある田中幹夫市長の人口減少抑制への取組についての熱弁がありました。

2日目に、日本総合研究所調査部の藤波匠上席主任研究員の「人口減少社会について考える～若者の未婚や少子化の視点から～」と題しての講演がありました。その後、長野県立大学、田村秀教授による「人口減少社会について考える～人口推計の結果を踏まえた視点から～」と題しての講演と、この研修に集まった128人の市町村議員の事前課題の検証を令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポートから類似市町村を32班、1班が大体4人ですけれども、市町村議員に分けてそれぞれが町の人口減少に対する現状や施策を話し合い、最終日に各班での結果報告を行いました。

日本創生会議の令和6年度、全国1,729自治体の持続可能性分析結果リストによれば、南部町は人口特性格9分類、これは人口の自然減対策、また、社会減対策において減少率が20から50%未満で、9分類のうち社会減対策が必要である。また、若年女性人口減少率も10ポイント未満改善されており、10年前の消滅可能性自治体から今回は脱却をされていました。南部町の人口減少対策、そして子育て支援の施策が功を奏した結果であると感じました。議会議員の立場として町民の暮らしやすさ、子育て環境の充実に、町民の声を聴き、施策に反映する努力のさらなる必要性を感じた研修会でありました。

以上、J I A M市町村議会議員研修の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 施政方針の説明

○議長（景山 浩君） 日程第5、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 施政方針の説明をいたします前に、先ほどはネットワーク環境の不備によりまして議会の開催が遅れましたことをおわび申し上げます。議会をはじめ傍聴の皆さんに大変御迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。

それでは、施政方針の説明をいたします。

本日、私が南部町長として3期目の負託を受け、初めての当初予算となります令和7年度の予算案及び諸議案を提出するに当たり、町政運営に対する所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆さんの御理解を賜りたいと存じます。

初めに。私は、昨年10月8日告示の南部町長選挙で町民の皆様の御信任をいただき、無投票当選の栄誉をいただきました。多くの町民の皆様のお支援のたまものであり、大変光栄であると同時に身の引き締まる思いであります。これまでの2期8年の評価とともに、次の4年間に対する叱咤激励と受け止め、急激な人口減少や物価高騰等の社会変化著しい大変厳しい時代の中ですが、安全・安心な暮らしやすい南部町の創造に向け、全身全霊を傾けて町政運営に取り組んでまいり所存ですので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

御承知のように、昨年、我が県から待望の内閣総理大臣が誕生しました。石破茂第103代内閣総理大臣は、開会中の通常国会の施政方針演説の中で改めて内閣の最重要課題の一つとして地方創生に向けた強い意欲を示されました。少し触れさせていただきたいと思います。

本年は戦後80年を迎え、昭和100年に当たる節目の年である。この節目の年を新しい日本を考える年にしていくためには、まず日本が直面する現実を直視しなければならない。日本の生産年齢人口は今後20年間で現在から1,500万人弱、約2割以上が減少していくが、そうした中で人口増加期につくり上げられた経済社会システムの検証と持続可能なシステムへの価値観の転換が必要である。これからの新しい日本をつくる上では、持続可能で自立することを重視しなければならない。高度経済成長下では国家主導で強い日本、豊かな日本を目指したが、これからは全ての人々が安心と安全を感じ、自分の夢に挑戦し、今日より明日はよくなると実感でき、多様な価値観を持つ一人一人が尊重し合え、自己実現を図ることができる活力ある豊かな日本、楽しい日本を目指す。それを実現するための政策の核心を地方創生2.0と呼び、令和の列島改造として強力に進めていく。都市対地方という二頂対立ではなく、一人一人の多様な幸福が実現できる場として都市も地方もその魅力を高めていくとされています。地方創生については、さきの日米首脳会談の席上でも触れられるなど、強い意気込みを感じました。

地方創生2.0のキーワードとして示された5つの柱の中には、若者や女性にも選ばれる地方

など、南部町がこれまで取り組み、そしてさらに充実を目指している分野とも大きく重なる部分があります。

昨年11月30日に開催された「日本創生に向けた人口戦略フォーラム in とっとり～若者・女性にも選ばれる地方になるために～」では、日本が直面する人口減少問題への対策を人口最少県から考えるために、石破首相をはじめ中国地方の知事や県内の若者や女性を中心に活発な議論が行われました。

全国の町村首長の代表として参加した私からは、これまで他地域に先んじて行ってきたコミュニティ・スクールを通じた人材育成や総合型地域スポーツクラブスポnetなんぶの活動、JOC A南部（青年海外協力協会）とJICAによるごちゃまぜと多文化共生の取組、なんぶ里山デザイン機構によるしごとコンビニや高校生サークル、新☆青年団などの関連する団体の活躍を紹介しましたが、こうした南部町の地方創生で誕生した地域再生推進法人などの取組に対し、参加されていた有識者の皆様から多くの共感の声をいただきました。

平成16年に誕生した南部町は、昨年、町制施行20周年を迎えました。それまでの西伯町と会見町それぞれの個性と歴史が融合しながら町民の皆様が一体となって新しい町、南部町を築き上げてまいりました。

この20年間では、最初の10年で西伯病院の建て替え、7つの地域振興協議会の誕生、県下初の南部町教育の日条例の施行、国道180号南部バイパスの完成などがありました。後半の10年では、お試し住宅えん処米ややいくらの郷、えんがーの富有、てま里、キナルなんぶなどの拠点施設のオープンや町民ふれあいバスのAIデマンド運行、新たな移動販売営業の開始、光ファイバー網の整備、デジタル化時代に向けたテノヒラ役場の開始など多くの事業に取り組み、地方創生の推進と南部町の持続発展の基礎づくりとなりました。

こうした事業を進めている過程では他地域からの評価をあまり意識することができませんが、先ほど紹介した人口減少フォーラムでの全国の関係者からの共感は、改めてこれまでの南部町の取組の方向が間違っていなかったと認識することにつながりました。

なんぶ創生2.0と新年度予算。現在の南部町に目を向けると、人口は20年前の1万2,300人から辛うじて1万人を維持する状況へと大きく減少しています。出生数も99人から44人へ半減する一方で、高齢化率は28.5%から令和7年1月末時点では39.25%となり、他の地域と同様に人口減少と少子高齢化が急激に進行しています。こうした中で今後の喫緊の課題は、人口減少社会にあっても安心・安全な人が輝く南部町であり続け、さらに充実発展させるための処方箋を見つけることだと考えています。

南部町で育つ子供たちが夢や希望を持ち、性別や国籍を問わず若者から高齢者までの各世代がそれぞれの持ち場で支え合いながら自分らしく人生を謳歌できる、そうした社会を目指していくための挑戦をなんぶ創生2.0と称したいと思います。

これからの南部町で人口が減少し、近年は世界的にも顕著になっている気候変動の影響にも対応した安全・安心な南部町を目指していく必要があります。

昨年は災害への備えを改めて認識させられた一年でした。元日に発生した大地震で被災した能登半島では、その復興途上の9月の記録的な大雨により再び甚大な被害が発生いたしました。いかにふだんの備えと心構えが必要不可欠なものなのかを痛感したところです。

昨年12月に所信表明で申し上げましたが、最初の大きな被害となった大地震では高齢化が進んだ地域で住宅耐震化が進んでいなかったことが被害拡大の要因と言われています。珠洲市と輪島市の高齢化率は全国平均29%を大きく上回る50%前後で、耐震化率、これは1981年以降に建築された住宅で、大地震でも倒壊の危険性が比較的低いとされる率ですが、全国平均の87%を大きく下回る50%前後でした。南部町の耐震化率は72%程度で、約1,500戸が耐震化されていませんので、南部町耐震改修促進計画にも沿った関連の取組を具体化していく必要があります。

このほかにも今年度は南部町のこれからの方向性を示すための複数の計画を策定した年になりました。手続上、令和7年4月になってからの策定となるものもありますが、それらの一部を改めて紹介します。

まず、南部町を次世代につなぐための第2次総合計画基本構想を基にし、令和10年を目標とした第2次総合計画後期基本計画です。取りまとめ作業が遅れていましたが、町民委員の皆様にご協力をいただきながら、ようやく皆様にご覧いただくことができる段階になってきました。町を取り巻く環境変化や各まちづくり関連事業の成果と課題を把握しながら、将来への展望に立った町の目指す姿とそれを実現するための今後の方向性をまとめており、なんぶ創生2.0の推進に当たっての道しるべとなる計画です。町組織体制も従来の企画政策課から未来を創る課に改めるとともに、課内になんぶ創生2.0推進室を新設するなど、町内外への意思表示も行いながら部局横断プロジェクトの取りまとめも含め、関連事業に取り組んでまいります。

次に、南部町こども計画です。令和5年4月にこども家庭庁の創設とこども基本法施行、同年12月にはこども大綱及びこども戦略が示され、子供の最善の利益を第一に考える子供に関する取組・政策を真ん中に据えるこどもまんなか社会の実現を目指すこととされました。市町村の策定は努力義務となっていますが、本町は第3期南部町子ども・子育て支援事業計画と南部町こど

もの貧困対策推進計画と一体のものにしてこれを策定し、関連の取組を推進してまいります。

本町の児童数は、各年度の出生数から世代が成長するとともに児童人口が増加しています。県下でも出生率が低い一方で、小学校就学前にかけて約2から4割児童が増える特徴がありますが、その背景などの把握に努めながら、時代に合ったよりよい子育て環境創出と子供が健やかに成長できる社会の実現に向け、町の子供施策を総合的に推進していく所存です。

急速に進む超高齢社会では、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことができるよう、高齢者福祉政策の充実が求められています。住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていく地域を目指した地域福祉推進計画を上位計画に位置づけ、介護保険事業計画以外の高齢者の健康保持、生きがいつくりなどを定めた南部町高齢者福祉計画を策定しました。この計画に基づき、高齢者福祉サービスのより一層の向上につなげていきたいと考えています。

環境対策も重要です。本町では平成18年の南部町地域新エネルギービジョン策定後、平成20年に南部町温暖化防止実行計画（事務事業編）を策定し、自治体としての温暖化防止に向けた数々の取組を進めてきたところです。法勝寺庁舎の木質ペレットだき吸収冷温水機の導入やJ-クレジットなどもその一例です。

令和2年（2020年）3月には、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を全国で81番目、県内では3番目に行いました。民間事業者と設立した自治体新電力会社である南部だんだんエナジーと協力し、公共施設への太陽光パネル及び蓄電池設置事業などを進めてまいりました。今回策定した南部町温暖化防止実行計画（区域施策編）により、町内事業者の参画にもつなげていきたいと考えております。

令和7年度は、このように策定した計画の1年目の年度になりますが、優先順位をつけながら関連事業に取り組んでまいり所存です。

もちろん、これまで取り組んできた7つの地域振興協議会を中心とした多極ネットワーク型のまちづくりはさらに重要になってきますし、社会福祉協議会など関係機関との連携強化も必要不可欠です。御高齢の方、障がいのある方、外国から南部町に就労されている方など、全ての人が住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、人と人とのつながりを大切にしながら参加できる地域共生社会の実現を目指し、次世代に責任を持てる南部町の創造に挑戦していかなければなりません。未来への投資としての重点事業である統合保育所整備事業も園舎の建築工事に着工し、開園に向けた工程をできるだけ早期に具体化させていきたいと考えています。

なんぶ創生2.0推進に当たっては、これまでに続き、つなぐconnect、変えるchange、挑戦するchallengeの3つのCを政策理念として取り組んでまいります。その

上でなんぶ創生2.0への挑戦として、4つのK「暮らし・教育・環境・活力」の具体的な事業に取り組んでまいります。

南部町が誇る歴史や悠久の時を経て里人が紡いできた文化と里地里山を形成する集落、山林、農地などが調和した姿を次世代につないでいかなければいけません。先人たちが時代の変化に果敢に挑戦されてきた歴史に学び、人口減少社会、デジタル社会への変革をチャンスと捉え、持続可能で自立した次世代に誇ることができるなんぶ暮らしの創造を進めてまいります。

この結果、南部町の令和7年度一般会計当初予算規模は92億4,500万円、対前年比13.4%増となっています。令和7年度は統合保育所整備事業において12億8,600万円を計上しておりますので、これを除くと79億5,900万円、対前年比2.4%減となります。

町の財政状況は、各種指標上は健全であるものの、歳出面では社会保障経費の増加に加え、人件費の上昇や物価高騰等による経常経費の増加、少子高齢化・人口減少対策等、依然として取り組むべき多くの課題があります。

一方、歳入面では、個人町民税において、企業の賃上げの影響による給与所得の増加等で税収増の傾向がありますが、生産年齢人口の減少による影響は避けられないと考えています。

こうした状況を踏まえ、事業の取捨選択や経常経費の削減により、財政規模に応じた予算化を目指していく所存です。

それでは、令和7年度における4つの挑戦の実現に向けた重点的な取組を中心に説明をいたします。

1、暮らしに挑戦「安全すこやかに暮らすまち」。

まず、1点目は暮らしに挑戦です。自然災害への備えと人口減少社会で暮らしを守る「安全すこやかに暮らすまち」を目指し、取組を進めてまいります。

防災対策では住宅耐震化を進める体制を強化いたします。先ほども申しあげましたように、昨年の能登半島地震、そして能登半島豪雨など、災害列島の日本に暮らすための危機管理を取り組み直さなければなりません。令和7年度は本町の耐震改修に対する取組を強化する初動の一年にしたいと考えています。補助金制度の中に耐震改修につながる無料耐震診断の枠を新設するなど、制度を整え直します。また、既に本町でおうちの相談窓口を開設し、各種住宅相談を実施しているなんぶ里山デザイン機構と協働しながら、公正・中立的立場で住宅の相談対応をされている、じゅうmado米子と一連の取組をタイアップすることで、断熱などの幅広い相談にも対応できる体制を構築していきます。国において新設されたリバース60という制度の活用を見据えた金融機関をはじめ、将来の耐震化業務の地元施工を見据えた商工会、建設業協会など、関係団体と

の連携も強化してまいります。

2月上旬、日本列島へ大寒波が襲来しました。北海道や北陸、東北地方を中心に大雪となり、積雪量も急激に増加し、交通障害はもとより除雪作業中に命を落とされる方や雪崩で孤立する地域も発生するなど、各地に大きな影響が発生しました。本町においても2月6日から9日にかけて断続的な降雪があり、交通面など心配されましたが、除雪業務を委託している事業者の皆様や共同除雪に取り組んでいただいている皆様の御協力による迅速な作業のおかげでふれあいバスの通常運行など、大きな交通混乱は発生しませんでした。引き続き、ふれあい道路サポート事業による除雪強化や地域への小型除雪機の追加配備などで道路機能の維持を図ってまいります。

本町の特色である7つの地域振興協議会は設置から17年が経過しています。集落や地域の担い手が限られてくる中で本来の集落の補完的な機能が発揮できているのかどうか、令和6年度は島根大学の作野教授のお力を借りて共同研究による実態調査など、現状把握を行ったところです。令和7年度には、行政による地域政策の在り方や協議会そのものの在り方など、各地区での座談会や有識者の知見もいただきながら検討してまいります。今後の地域の在り方と数年後の協議会の新体制づくりに向けた具体的な検討を開始する最初の一年にしていきたいと考えています。

人口減少が進む地域では、医療や買物を支える公共交通の存在は大切に、利用を進める上ではより使いやすいものにしていく必要もあります。狭い道にも適応できる小回りの利く公共交通、バクシーを目指し、令和7年2月15日からバクシータイムに企業版ふるさと納税によるバディアートのラッピングを施した小型電気自動車2台を導入しました。町民の皆様の御意見もいただきながら乗降ポイントも増やす予定で、より使いやすい公共交通を目指してまいります。

また、これらバクシーの利用を体験してもらうために、「バクシーを使って本町のイベントを楽しもうデー」や「夏休みは公共交通を使って行こうとっとり花回廊」などのイベントを企画しています。さくらまつりなどのイベントや夏休みなどの機会を通じて、高齢者だけの移動手段ではなく、若者や子育て世代の家族など、幅広い層に活用いただく機会にしていきたいと考えています。

歯などの口腔内の健康は、健康寿命や全身疾患などに大きな影響を与えます。国においては、高齢化時代の中での健康寿命延伸のため、国民皆歯科健診制度を推進しています。本町ではこれまで二十歳から70歳までの10歳刻みのふしめ歯科健診を行ってまいりましたが、今回、西伯病院をはじめとする医療機関などと連携を強化しながら、本町としては大規模な啓発イベントを実施し、町民の歯科保健への関心向上につなげていくこととしています。

ワクチン接種により特定のウイルスからの感染防止や重症化を防ぐ予防接種も重要です。国の

ワクチン接種に関する小委員会で重ねられた議論により、昨年12月の自治体説明会において带状疱疹が予防接種法上のB類疾病への位置づけが提案されました。これを受け、本町においてもこれまで実施してきた定期接種に加え、おおむね65歳以上の方を対象にした带状疱疹ワクチン接種を実施することとしています。

また、町民の健康増進の意識向上につなげるため、とっとり花回廊を舞台にラジオ体操夏季巡回事業も実施します。多くの町民に参加いただけるよう小・中学校や地域振興協議会などと連携しながら事業の周知など、広報に努めてまいります。

これまで、町内各戸まで光ファイバー網が行き渡り、デジタル行政改革(DX)としてスマホで行政にアクセスするテノヒラ役場などを整備してまいりました。学校の欠席届や行政広報、ごみの収集日の通知など、便利さを実感された声もたくさんいただきます。一方で、行政が遠くなったと感じる方もおられると承知しております。令和6年の衆議院議員選挙では、コネクテッドカー、どこでもなんぶ号を活用し、全国で初めてオンライン投票立会を行いました。集落の皆様からも好評だったとお聞きしています。今後はどこでもなんぶ号で住民票や納税証明書を発行できる体制も整えて、デジタルで行政を改革するDXと行政職員が地域に出かけるアナログでの安心感を組み合わせた、安全・健やかに暮らすための、でかける役場を一層推進してまいります。

なお、令和7年度は、総合行政システム標準化に向けたシステム移行を12月を目途に実施する予定です。移行後はシステムに実務を合わせていく必要があります。役場の業務手順の再点検と効率化につなげていく機会にもなることを期待しているところでございます。関連作業に遅れが出ないように進めてまいります。

2、教育に挑戦「子育て・教育のまち」。

2点目は、教育に挑戦です。人口減少の中での教育、子育て支援は未来への投資です。「子育て・教育のまち」を目指し、子供の健やかな育ちと人材育成を応援する取組を進めてまいります。

令和7年度はいよいよ安全な保育環境のため、つくし保育園とさくら保育園を統合した統合保育所の用地造成や園舎建築工事に着工していく年になります。的確に進め、令和8年秋開園を目指してまいります。運営に当たっては、昨年、これまで10年間にわたって2つの保育園の指定管理者として管理運営を担っていただいた伯耆の国から公私連携協定に向けた申請をいただいていますので、協定内容を議会にも相談させていただきながら詰めていきたいと考えています。また、町民の皆様への説明会などの開催や広報なんぶを活用した周知、新園の名称公募などの場面を通じた広報にも努めてまいります。

子供の健やかな成長を支えるために、子供中心に妊産婦から子育て期までの包括的な相談支援で、母子保健サービスや子育て支援を確実にお届けできるよう、こども家庭センターを健康管理センターすこやかに設置します。従来の子育て包括支援センターの母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点の虐待防止機能を一体化するもので、各機関との連携を強化しながら切れ目のない支援体制を充実・強化いたします。

また、子育て家庭の負担軽減を通じて子供をより育てやすい環境づくりにつなげるため、保育料の額を全階層にわたり、約1割程度軽減してまいります。

近年全国で不登校児童生徒数が増加しており、南部町も同様です。令和7年度の不登校対策に係る主な取組として、まず、各中学校に校内サポートルームを設置し、登校はするけれども学級に入りづらい子供たちが校内で安心して過ごせる場を確保し、不登校の未然防止につなげます。

次に、教育支援センターさくらんぼやフリースクールの通所に係る補助制度を導入し、不登校児童生徒の居場所づくりや保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、南部町不登校対策委員会、これはまだ仮称でございますが、これを立ち上げ、関係各所と連携して町内の不登校児童生徒に寄り添う支援の在り方などについて協議し、取組を進めます。さらに、県の少人数学級編制基準を上回り、30人学級を中学1年生まで拡大して編制することで指導・支援の充実を図り、新たな不登校を生まない学級づくりに努めます。

また、コミュニティ・スクールを基盤とし、児童生徒、教職員、保護者、地域住民が連携・協働して学校づくりや学習環境づくりを行い、不登校だけでなくあらゆる教育課題の解決につなげてまいります。

学校の環境整備は児童生徒が健康で安全に学ぶために必要不可欠です。近年は気候変動とも言えるような夏季の猛暑が続いており、体育館での活動制限の検討も想定されます。こうした状況の緩和に向け、全校の体育館に大型扇風機に加え、気化熱冷風機とスポットクーラーを配備します。気温が高い日でも活動が行いやすくなると同時に、夏場の災害発生時などの避難所としての運営にも役立つものと考えています。

中学校部活動の地域移行では、南部町部活動の地域移行のあり方に関する提言に基づき、令和8年度の南部町型地域クラブ方式の実現に向けてさらに取組を進め、令和7年度から一部の部活動を先行して地域クラブ化します。運動部については総合型地域スポーツクラブ、スポnetなんぶを核としスポーツ環境を子供から大人まで系統的に整えてまいります。文化部については町内各種文化活動と連携しながら、文化芸術活動に親しむことができる機会の確保について検討を進めます。

高校生サークルWith you 翼、新☆青年団へん to つくりは、地域の若者たちが主体的に活動している本町ならではの団体です。昨年12月に町制施行20周年記念事業の一つとして本町では7年ぶりに開催した、伸びのびトークではなんぶサイカツの皆さんと共に参加され、平井知事と意見を交わしていただきました。知事からは、地方創生を考えていく上で他地域の手本となるような活動などと評価もいただきました。このような活動が継続・充実し、地域の発展に寄与する次世代人材の育成につながるよう、研修事業などの支援を継続していきます。

また、人生100年時代を豊かに過ごす学びのファクターとして、図書館、公民館を核とした生涯学習はますます重要になってきます。このため、世代を問わず個人の培った経験や知識を社会に積極的に還元できる政策・施策などを協議・検討し、教育に係る審議会を束ねる拡大審議会を引き続き開催することで社会教育施設の機能の融合を図るなど、生涯学習の充実を目指してまいります。

3、環境に挑戦「環境と共生のまち」。

3点目は、環境に挑戦です。南部町第2次総合計画では、まちづくりの大黒柱に共生、協働、環境をうたい上げています。町民一人一人が自分らしく生き、先人から受け継いだ里地里山を守るために「環境と共生のまち」を目指し、取組を進めてまいります。

本町では、先ほど申し上げましたとおり令和2年(2020年)3月に2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言を行いました。GX、これはグリーントランスフォーメーションのことですが、これを進めるために令和6年度に採択を受けた国の重点対策加速化事業を活用した太陽光発電システムや家庭用蓄電池などの設備導入用の補助制度をさらに充実させ、エネルギーを地域でつくり、ためて賢く使う脱炭素のまちづくりをより一層進めていきます。個人だけでなく事業所での活動が活発化するように事業所向けの啓発事業にも取り組んでまいります。また、令和6年度から実施し、好評の宅配ボックス購入設置助成事業についても、再配達の防止が脱炭素につながりますので、脱炭素に貢献することを周知しながら引き続き実施してまいります。

また、余分なエネルギー消費の防止につながる住宅の断熱化も脱炭素に貢献します。先ほど住宅耐震化事業で申し上げたなんぶ里山デザイン機構、じゅうmado米子とタイアップして構築させていただく住宅の相談体制を通じて、暮らしに密着した冬暖かく夏過ごしやすい断熱改修などの相談にも総合的に対応していきたいと考えています。

共生政策では、令和7年度はJICAから派遣される人材を多文化共生マネージャーとして未来を創る課に配置し、関連事業を進めてまいります。本町には人口の約1%の外国人の方が町内企業で就労し、居住されています。人口減少下の日本では今後も外国人の就労者が増加していく

と予想されており、本町も同様になると考えています。関連の政策を考えると、外国人の人口比率が高くなるに従って難易度も向上すると言われておりますので、将来を見据え、取組をスタートしたいと考えています。

町内在住の外国人技能実習生や在籍企業、JICAグローバルプログラム実習生、各種団体、町民などによる多文化共生に関するワークショップなどを通じて、単に外国人との共生という観点だけではなく、多文化、異文化の多様な方との共生の理解を促進することで、子供から高齢者、障がいのある方、外国の方など、それぞれが寛容で支え合う共生の地域社会づくりにつなげていきたいと考えています。また、地域振興区事業で行う地域づくりリーダー研修会などの場面を通じてこうした点を考える機会としていきたいと考えています。

本町は町制施行以来、人権文化のまちを次世代につなぐために、様々な施策を通じて人権が大黒柱のまちづくりを推進してまいりました。引き続き南部町人権会議とも連携しながら、ミカエル・セミナーをはじめとする様々な研修会の開催などにより町民が人権課題に気づき、人権を自分事として捉えていただけるような人権感覚の醸成につなげてまいります。

また、人権に関する取組は住民参画の視点が重要であり、そのきっかけとなるような参加型の手法も取り入れていきます。令和7年度は、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画に基づいた町民に対する人権意識調査を実施し、これまでの人権施策や教育啓発活動の成果と課題を把握・分析します。その上で今後の事業化に臨むとともに、役場職員自らの人権意識の一層の向上にも強いリーダーシップを持って取り組んでいきたいと考えています。

4、活力に挑戦「産業振興と賑わいのまち」。

4点目は、活力に挑戦です。町の活力の源泉の一端は産業の振興にあります。今後も続く人口減少フェーズの中で地域が活力を維持し続ける産業構造は地産外商だと言われております。「産業振興と賑わいのまち」を目指して取組を進めてまいります。

全国の農地では耕作放棄地の発生が問題になっていますが、本町も同様の課題があります。町農業委員会では、この問題を解決すべく農地の粗放的管理に向け、比較的栽培管理が容易なハーブの一種、ローゼルの試験栽培を継続してきました。今回、令和5年度の里山テレワークモニターツアーで来町された企業との御縁をいただき、経営されている大阪梅田の飲食店で南部町産ローゼルを素材にして開発された特別メニューを、2月12日から期間限定で提供いただくことになりました。同社は、関東、関西を中心に国内300店舗以上を傘下に持つ株式会社DDグループと連結子会社の株式会社ダイヤモンドダイニングで、地方の農地課題を、粗放的管理×出口戦略によって解決を図っていこうとする協働プロジェクトによるものです。

去る2月5日に開催された梅田の店舗でのマスコミを対象にした先行試食会には、農業委員会と共に私も参加し、本町のPRをさせていただきました。地産地消を守りながら地産外商で攻めるためにも、引き続きこのような機会を利用した本町農産物のトップセールスを行ってまいりたいと考えています。

フルーツロード構想の推進で農産物の販路拡大とブランド化も進めてまいります。令和6年度は、農業体験会などの実施や施設園芸品目のイチゴの栽培研修用ハウスの建設に着手しました。また、就農者育成などを目的とした南部町担い手育成総合支援協議会において、イチゴ栽培の研修体制の検討や本町特産の柿の高付加価値化に向けたあんぼ柿の試作などに取り組んだところで、令和7年度には、研修用ハウス1棟の追加整備をはじめ、就農者確保に向けた農業体験会や県外での誘致活動による研修生の確保、試作品の加工実証などにも取り組み、高収益作物としてのフルーツ生産の増進につなげてまいります。

また、本町の主要な農産物の果樹、特に柿のカメムシ被害は深刻でした。県内でも広く被害を受けており、県と連携しながら防除ネット等の支援を行ってまいります。

また、柿・梨の産地維持や戦略的園芸品目のイチゴの普及のために、地域おこし協力隊制度により就農希望者を確保し、施設野菜を含めた就農を促していきたいと考えています。令和7年度は、実際の活動内容や生活の事前体験を希望される方に対し2泊3日で実務体験ができる、おためし地域おこし協力隊や、2週間から3か月の期間で地域協力活動を行う地域おこし協力隊インターン制度を活用することで、地域などとのミスマッチを防いでいきたいと考えています。

地域おこし協力隊インターン制度の活用については、農業部門だけでなく集落の維持や活性化に係る活動など、幅広い分野を想定しています。おてつたびというネットワークを活用して全国に向け広く情報を発信し、本町での活動に興味がある人材を募集していきます。おてつたびはお手伝いと旅を組み合わせた造語で、人手不足に悩む地域と働きながら旅を楽しみたい方をつなぐ人材マッチングサービスです。この枠組みを活用し、人材不足等の地域課題解決とともに本町への定期的な人の流れの創出など、関係人口の拡大を図ってまいります。

生涯活躍のまち推進プロジェクトでは、全世代・全員活動型の生涯活躍のまち実現に向けて、引き続き都市部の企業や大学など、関係人口となる人材の受入れをベースにした地方の在り方の共創などの取組を進めてまいります。

町内の商工業の活性化に向けて起業支援なども重要です。令和7年度は特に若者などのスタートアップ支援として、チャレンジショップ事業を展開していきたいと考えています。中心地の空き家物件を活用した起業を希望される方を公募するチャレンジショップ枠を新設し、コンテスト

で最優秀提案者となった方には事業支援金を提供するほか、一定期間無償で空き家物件を利用いただくことを考えています。また、消費の町内循環を目指すたすかーど事業については、ポイント5倍デー実施継続なども含め、利用者拡大に向けた取組を商工会などと共に連携をさせていただきながら実施をまいります。

観光面では、法勝寺川の桜並木や緑水湖周辺の自然、とっとり花回廊、里地里山の自然や歴史、町外の方にも人気の飲食店など、幅広い資源があります。こうした素材を積極的にアピールしていきたいと考えています。令和7年度は観光協会との連携により、竹あかりを活用した規模の大きな体験型イベントを計画しています。令和6年度に再開した全国柿の種吹きとばし大会などのイベントも含めて情報発信の貴重な機会と捉え、誘客促進と関係人口づくりに取り組んでまいります。

以上、御紹介した各事業のほか、令和7年度は健康管理センターすこやかに配置している組織の機構改革を実施させていただきます。これまでの2課1事務所を福祉政策課、健康対策課、子育て支援課の3課に組み替えるとともに、新たに各課を統括する統括所長職を新設し、福祉事務所長を兼務させることで、健康福祉関係事業をすこやかが一体となって取り組む体制をつくりたいと考えています。これまで社会福祉六法関連の業務を所管していた福祉事務所は、専任の職員は配置せず、関係業務については事務分掌上で各職員に担当させることとなります。これにより3課の枠を超えた職員の連携強化が期待できるとともに、懸案案件への複数職員の関与が自然体で行われることで職員個々の精神的負担の低減にも寄与するとともに、町民への健康福祉サービスの向上にもつながるものと考えています。

また、職員の副業についても一部を解禁したいと考えています。部活動指導者や集落や農業の担い手として活動いただくことを想定していますが、時代に合った多様な働き方環境の創出はもとより、町職員が地域に出ささせていただくことで急速な人口減少下での担い手不足の解消に少しでもつながればと考えています。

冒頭に御紹介した人口減少フォーラムですが、フォーラム後も関連の活動が継続されています。昨年12月には内閣府主導で地域サービス持続可能性ワーキングが設置され、全国から5つの自治体とともに鳥取県庁と本町からも職員が参加いたしました。このワーキングでは、人口減少下において日常生活に不可欠なサービスの維持・確保対策を検討することを目的としており、本町においても引き続き参画し、本町としての対策を検討していくこととしています。

地方創生は産業界、官公庁、高専・大学などの学術界、労働界、金融界、マスコミ界の連携が不可欠だと言われています。地域再生推進法人であるなんぶ里山デザイン機構、JOC A南部、

JICA、総合型地域スポーツクラブスポnetなんぶとも連携し、持続可能な地域社会づくりを進めてまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計の概要を説明いたします。

国民健康保険事業特別会計。まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者は、令和7年1月末現在、1,272世帯、1,916人で、総人口の19%を占めておりますが、年々減少しており、令和7年度の予算規模は14億560万円で計上いたしました。

国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する人などを除く全ての人を被保険者とする公的医療保険制度ですが、公的医療保険の中で国民健康保険は低所得者や高齢者を多く抱える構造上の問題に加え、経済の低迷や社会情勢の変化などに伴う財政基盤問題により厳しい運営が続いています。

運営の健全化に向け、レセプト点検調査や資格管理の適正化、啓発事業を行い、期限内納付がなされない方には督促や催告を行うことにより納税を促してまいります。

また、重症化予防のために人間ドックや特定健診、特定保健指導事業を引き続き実施します。令和7年度の目標として特定健康診査実施率を48%に、特定保健指導実施率を39%に、人間ドックの実施人数を300人に設定し、病気の早期発見、重症化予防と全体の医療費総額の削減に努めてまいります。

後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織して運営しており、町の特別会計では保険料を徴収し、負担金として支出しております。

高齢者の健康寿命を延伸するため、広域連合や関係市町村、医療団体等との連携の下、高齢者保健事業推進を図ります。

また、高齢者のフレイルなどの心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業等を行い、国民健康保険の保健事業から途切れることなく地域支援事業などと一体的に高齢者保健事業を実施してまいります。

墓苑事業特別会計。墓苑事業は、墓苑の維持管理費と利用墓地の手数料、償還に係る予算を計上しています。令和6年度は西伯墓苑の新規購入2件、返還1件で、空き区画は48件となっております。また、円山墓地については新規購入1件、返還1件で、空き区画は10件です。引き続き広報活動を通じて空き区画解消に努めてまいります。

太陽光発電事業特別会計。太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワット

の太陽光発電所を運営するための会計で、計画以上の実績で売電収益を上げています。令和7年度は7,108万7,000円の売電収入を見込んでいます。収益は今後の維持管理のための基金積立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金など、ゼロカーボンに向けた施策に充当し、町民の皆様に還元してまいります。

水道事業会計。令和7年度の水道事業会計は、事業収益2億3,121万7,000円としています。料金収入に影響する有収率の低下など、急激な老朽化は進んでいませんが、物価高騰の影響を大きく受ける中でも引き続き水道経営を維持していくために、令和元年度に策定した経営戦略の見直しを行い、持続可能な経営を目指しながら老朽施設の更新事業に取り組んでまいります。

下水道事業会計。令和6年度から地方公営企業法を適用した公営企業へと移行しました。公営企業として経営状況のより正確な把握及び経営健全化に取り組めます。また、下水道事業の健全化の取組としてストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理及び改修等を一体的に捉え、計画的な事業を行います。引き続き東西町浄化センター設備改築を進めてまいります。

病院事業会計。令和7年度の病院事業会計の事業収益は25億6,743万9,000円、対前年比1億1,423万1,000円の増といたしました。そのうち、令和6年4月に設置した介護医療院事業収益は9,096万4,000円を計上しました。

西伯病院を取り巻く環境は、電気・ガス等のエネルギー価格、食材料費や医療材料費等に係る物価高騰、人事院勧告に伴う賃金上昇など、経営の厳しさが増してるところです。さらに、医師の確保対策など、難しい課題が山積しておりますが、地域住民が必要とする病院としてその機能を果たしていけるよう、医療機器の整備やオンライン診療など、デジタルを活用した医療DXの推進により、医療の質と経営の質を高めていく取組を進めてまいります。

在宅生活支援事業会計。令和7年度の在宅生活支援事業会計の事業収益は4,532万7,000円、対前年比190万円の減といたしました。

新たに超音波検査機器を導入し、在宅での残尿測定や排便状況を確認することで利用者の生活機能の向上と安心を提供してまいります。また、利用ニーズの増加に対応するため、スマートフォン端末の導入を行い、事務作業の効率化を図ります。

今後も在宅医療の中心的な役割として利用者のニーズに最大限対応できるよう、そして西伯病院ならではの精神科訪問看護にも対応可能という特徴を生かした事業展開を行ってまいります。

以上、令和7年度南部町一般会計予算案をはじめ、特別会計及び公営企業会計の概要と主要施策について申し述べました。本定例会ではこのほか令和6年度補正予算、条例関係をはじめ、総

数 2 5 議案を上程しておりますので、詳細は後ほど説明をいたします。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深く関わり、町政の推進に重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案といたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を取りたいと思います。再開はデジタルの時計で 1 5 時 3 0 分といたします。

午後 3 時 1 1 分休憩

午後 3 時 3 0 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第 6 議案第 1 号 から 日程第 3 0 議案第 2 5 号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第 6、議案第 1 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）から、日程第 3 0、議案第 2 5 号、町道路線の認定についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 1 号から日程第 3 0、議案第 2 5 号までの提案説明をお願いします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、令和 6 年度南部町一般会計補正予算書（第 8 号）について説明をいたします。

議案第 1 号

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度南部町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 4, 6 1 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 9 5 4, 0 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、補正について説明をしております。補正の主な内容ですが、今回は各事業の実績見込みによる増減という具合になっております。

2ページから3ページ、第1表でございます。そのうち歳入ですけども、歳入は上から順番の各種交付金や、それから地方交付税は交付見込みによる増額、それから下段のほうの国庫支出金、県支出金、地方債については事業実績見込みに伴うものでございます。

次に、4ページでございます。4ページは歳出のほうになっています。歳出では2款総務費においてがんばれふるさと寄付金の寄附額、これが1億4,500万円見込まれるということになりましたので、必要経費と積立金の増額、それから7款の土木費において、先月の雪に伴う除雪の経費の増額ということになっております。また、各事業の実績見込みによる不用額を減額させていただき、補正額は1億461万7,000円の減額、補正後の歳入歳出予算の総額は89億5,405万7,000円となります。

次に、5ページ目に行きます。5ページ目の第2表です。この第2表の繰越明許費補正は、追加として10事業を繰越しを行うというものでございます。

次に、6ページです。6ページの第3表、地方債補正です。地方債補正は、事業実績に伴う変更と、それから臨時財政対策債、これは普通交付税の追加交付がございまして、これに伴って借入れの必要がなくなったため、廃止をするというものでございます。

ここからちょっとページを飛ばさせていただきます。細かい内容についてはお読み取りをいただきまして、26ページまで飛んでいただけますでしょうか。26ページは給与費明細書です。26から29ページで給与費明細書ということで上げております。実績見込みによって今回は減額ということになります。

それから、最後30ページになりますけども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年

度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、それから災害復旧債、臨時財政対策債合わせて、60億7,348万円の見込みでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、国保をさせていただきます。補正予算書で説明させていただきますので、御準備をお願いします。

議案第2号

令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,374千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,268,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、歳出を御説明させていただきます。主なものを説明させていただきます。7ページを御覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費です。5,687万2,000円を減額し、8億960万2,000円とするものです。実績見込みによる減額になります。

同じく2目療養費です。98万9,000円を減額し、324万7,000円とするものです。同じく実績見込みによる減額になります。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。271万8,000円を減額し、963万7,000円とするものです。委託料の実績見込みによる減額になります。

8ページを御覧ください。7款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金です。6

09万9,000円を増額し、610万円とするものです。西伯病院の行う保健事業や運営に要する費用の確定が出ましたので、確定による増額になります。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページを御覧ください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。7,378万1,000円を減額し、9億8,138万4,000円とするものです。保険給付費や健康委託料の減額によるものと、西伯病院分の特別交付金の増額によるものです。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。486万1,000円を減額し、9,362万9,000円とするものです。実績見込みによる減額になります。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。2,026万8,000円を増額し、2,117万5,000円とするものです。前年度からの繰越金になります。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、後期高齢になります。補正予算書で説明します。後期の1ページを御覧ください。

議案第3号

令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,330千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215,170千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月 3日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、歳出から説明させていただきます。主なものを説明させていただきます。7ページを御覧ください。2款分担金及び負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合分賦金です。532万2,000円を減額し、2億312万1,000円とするものです。広域連合に支払う保険料の負担金の減額によるものです。

次に、歳入を御説明します。6 ページを御覧ください。4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金です。4 7 0 万 5, 0 0 0 円を減額し、6, 2 9 2 万 1, 0 0 0 円とするものです。基盤安定繰入金の減額によるものです。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。2 6 7 万 3, 0 0 0 円を増額し、2 6 7 万 4, 0 0 0 円とするものです。前年度からの繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、太陽光になります。補正予算書で説明させていただきます。1 ページを御覧ください。

議案第 4 号

令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 7 6 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4, 1 6 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 3 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 7 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、歳出から説明させていただきます。7 ページを御覧ください。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費です。8 0 3 万 6, 0 0 0 円を増額し、2, 5 4 9 万 3, 0 0 0 円とするものです。役務費と基金積立金の増額によるものです。

2 款環境費、1 項環境対策費、1 目環境対策費です。8 4 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、1, 4 8 3 万 7, 0 0 0 円とするものです。一般会計への繰出金の減額によるものです。

次に、歳入を説明します。6 ページを御覧ください。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金です。2 7 6 万 5, 0 0 0 円を増額し、2 7 6 万 6, 0 0 0 円とするものです。前年度の繰越金です。

8 ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。太陽光発電事業債です。前々年度末現在高は2億3,139万2,000円、前年度末現在高2億307万円、当該年度中起債見込額はゼロ、当該年度中償還元金見込額は2,866万4,000円、当該年度末現在高見込額は1億7,440万6,000円になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者でございます。病院事業の補正予算をお願いしたいと思います。議案第5号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、第2項医業外収益を68万9,000円増額し、6億4,111万円に、病院事業収益につきましては25億4,977万2,000円とするものであります。

次に、支出でございますが、第1款病院事業費用、第1項医業費用を1,400万9,000円減額し、23億5,777万7,000円、第3項介護医療院事業費用を1,400万9,000円増額し、6,299万1,000円とするものであります。

2 ページをお願いします。債務負担行為でございます。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。職員制服賃貸借及び洗濯業務につきまして、令和7年度から令和12年度までの6年間の債務負担行為をお願いするものでございます。限度額は4,764万円でございます。

資料のほう飛びまして、8 ページをお願いいたします。今回お願いいたします補正予算の内容でございます。最初に、収入でございますけども、病院事業収益につきまして他会計補助金を68万9,000円増額をお願いしております。これにつきましては保健事業及び救急患者受入体制支援事業の実績に伴う町からの補助金の増額でございます。

次に、9 ページをお願いします。病院事業費用につきましてでございます。介護医療院に関係する費用ございまして、当初予算で計上しておりませんでした介護医療院に係る材料費及び経費につきまして、医業費用のほうから振り替えようとするものでございます。

そのほか資料として補正予算実施計画書、予定キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載

しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。そうしますと、資料は議案書のほうをお開きください。議案書の2ページでございます。議案第6号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは刑法等の一部改正によりまして懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたということに伴いまして、影響を受ける該当条例について一括して所要の改正を行おうとするものでございます。

次ページ以降に係る条例文載せておりますので、また後ほど御覧いただきたいと思っております。

この条例の施行日は、刑法等一部改正法の施行の日、これは7年6月1日ですが、こちらと同様としております。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。議案第7号、南部町課設置条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは組織体制の見直しに伴う機構改革によりまして条例の一部改正を行おうとするものでございます。

具体的には、まず、現在の企画政策課の名称を未来を創る課に変更をいたします。また、現在健康管理センターすこやか内に健康福祉課、子育て支援課、福祉事務所、この2課1事務所を設置しておりますが、これを福祉政策課、健康対策課、子育て支援課の3課に組み替えさせていただきたいと思っております。福祉事務所は専任職員を置きませんが、関係法令の業務につきましては事務分掌上で各職員に担当させるということになります。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。議案第8号、南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例及び南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

これは令和6年人事院勧告によりまして国家公務員の給与に関する法律が改正されたため、国の改正内容に準じて条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、給料表の3級から6級までの諸号の額を引き上げる給料表の改定、この扶養手当の段階的引上げ及び配偶者の扶養手当の段階的廃止、通勤手当支給限度額引上げなど、国の改正に準じた内容としております。

給料表等につきましては、次ページ以降に掲載をしておりますので、後ほど御確認をお願いをしたいと思います。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いたします。

続いて、ページが飛びますが、22ページをお願いをいたします。議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは常勤特別職の期末手当につきまして国の改正に準じて条例改正を行おうとするものでございます。

具体には、現在の支給率100分の170を100分の172.5に改定をするものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いたします。

続いて、24ページをお願いをいたします。議案第10号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうは国家公務員の旅費に関する法律の改正に伴いまして、国の改正内容に準じまし

て条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、宿泊料について定額支給から実費による支給とすることとし、県外宿泊に係る宿泊料の上限額を1万9,000円とさせていただくものでございます。

条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。

続いて、26ページをお願いいたします。議案第11号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

これにつきましては育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、条例の一部改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備、その他所要の改正を行うものでございます。

条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。

続いて、29ページでございます。議案第12号、南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町上水道給水条例及び南部町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律、これの成立により水道法が一部改正されたことから、関係条例の改正を行おうとするものでございます。

改正概要につきましては、国の所管事務が変更となることによる所要の改正、布設工事監督者、水道技術監督者の確保を目的とした資格要件の拡充について改正するものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。

続いて、35ページをお願いいたします。議案第13号、南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の廃止についてでございます。

次のとおり南部町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるも

のでございます。

これは令和7年度より学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の事務について、鳥取県町村総合事務組合において共同処理されることとなりましたので、本町における条例を廃止するものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定により、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

また、明日4日午前10時よりの会議に議事を継続いたします。明日午前10時より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時00分延会
